

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県仙台市宮城野区岡田字上岡田51番

氏 名 株式会社柴崎総業 代表取締役 柴崎 達  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 6年 3月26日

許可の有効年月日 令和11年 3月25日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

#### (2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

### 2. 許可の条件

以下余白

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 3月26日 当初許可

平成31年 3月26日 更新許可

令和 6年 3月 5日 事業範囲の変更許可

(1) 産業廃棄物の種類に燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鉱さい、ばいじんを追加したこと。

(以下、裏面記載)

(2) 産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む旨追記したこと。

令和 6年 3月26日 更新許可  
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無  
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白